

# 伊佐市農業委員会 5 回総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 8 月 30 日 (木) 午前 9 時 00 分から 10 時 20 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (27 人)

会 長 15 番委員  
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1 番委員	10 番委員	1 番推進委員	12 番推進委員
2 番委員	11 番委員	2 番推進委員	14 番推進委員
3 番委員	13 番委員	3 番推進委員	15 番推進委員
4 番委員		4 番推進委員	16 番推進委員
7 番委員		5 番推進委員	17 番推進委員
8 番委員		6 番推進委員	19 番推進委員
9 番委員		7 番推進委員	20 番推進委員
		8 番推進委員	
		11 番推進委員	

4. 欠席委員 (5 人)

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名 10 番委員 11 番委員
- 第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について  
議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定について  
議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更（除外）申出」の意見決定について  
議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」の処分決定について  
議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」の処分決定について  
議案第 6 号「非農地証明願」について  
議案第 7 号「農地付空き家・空き店舗バンクによる下限面積」（地番解除）について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、平成30年度 第5回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議長 皆様おはようございます。  
利用状況調査が後1ヶ月、9月までとなっていますが、まだ非常に暑い日が続きますので、熱中症等気を付けて活動して頂ければと思います。  
本日は5番農業委員、14番農業委員が欠席で、出席人数は11名で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。  
本日の議事録署名委員を、指名いたします。  
10番農業委員と11番農業委員に、お願いいたします。  
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきましてご報告いたします。  
資料の1ページから3ページになります。  
農地法による解約が1件、畑1筆、農業経営基盤強化促進法による利用権解約が7件、田17筆、畑1筆でありましたのでご報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。  
議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。  
事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号、「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意

見決定の、所有権移転についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

番号1番の譲渡人は、曾於郡大崎町菱田に居住されている RAさんです。

土地の所在地は、伊佐市菱刈前目字前田3728番、地目は田、地積は949㎡で、菱刈鉦山本鉦より西へ約1kmの圃場整備地であり、現況は良く管理された田であります。

譲受人は、伊佐市菱刈前目に居住されている認定農業者の NNさん58歳で、経営面積は田16,476㎡、養鶏約3,380羽を飼養しています。

番号2番の譲渡人は、岐阜県多治見市脇之島町に居住されている OEさんです。

土地の所在地は、伊佐市大口小木原字小松ノ元403番外2筆で、地目は田、地積は合計4,505㎡で、郡山団地より西へ約500mに位置し、現況は良く管理された田であります。

譲受人は、伊佐市大口小木原に居住されている認定農業者の MHさん65歳で、経営面積は田158,668㎡、畑957㎡です。

番号3番の譲渡人は、伊佐市菱刈川北に居住されている STさんです。

土地の所在地は、伊佐市菱刈川北字池之上3919番1で、地目は田、地積は2,469㎡で、菱刈中学校より西へ約300mの圃場整備地であり、現況は良く管理された田であります。

譲受人は、伊佐市菱刈川北に事務所を置く、農地所有適格法人の株式会社 K農業 代表取締役 KGさんで、経営面積は田43,485㎡です。

続きまして、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画の貸借につきましてご説明申し上げます。

8ページをご覧ください。

期間は1年から30年で、面積は田35,887㎡、畑13,412㎡の計49,299㎡です。利用権を設定する者の数13名、利用権の設定を受ける者の数9名です。

土地の詳細につきましては、5ページ番号1から7ページ番号13のとおりです。

以上説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
議案第1号事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。

整理番号1番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る8月17日に現地調査を行いましたので、私9番が報告いたします。

申請人 YMさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は38歳です。

渡し人 WM外2名は、始良郡始良町西餅田に居住され、市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈重留字薬師原1428番4で、地目は畑、地積は497㎡で、空き家バンク利用による所有権移転売買であります。

申請地の隣に実家があり、農業従事者は2名で、現況は良く管理された畑です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号1番は、許可が決定いたしました。

議長 整理番号2番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る8月24日現地調査を行いましたので、私4番が報告いたします。

申請人 MTさんは、伊佐市大口目丸に居住され、年齢は48歳です。

渡し人 ATさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は62歳です。

申請地は、伊佐市大口目丸字高田87番で、地目は田、地積は2,258㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は60,935㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いしまして、私の報告を終わります。

議長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号2番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

		よって整理番号2番は、許可が決定いたしました。
議	長	整理番号3番について、11番農業委員の報告を求めます。
1	1番 農 業 委 員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る8月24日現地調査を行いましたので、私11番が報告をいたします。</p> <p>申請人 HYさんは、伊佐市菱刈花北に居住され、年齢は74歳です。 渡し人 SSさんは、伊佐市菱刈花北に居住され、年齢は87歳です。 申請地は、伊佐市菱刈市山字皮田615番外2筆で、地目は田、地積は合計4,708㎡で所有権移転売買です。</p> <p>受人の経営面積は、69,164㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約900mで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号3番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号3番は、許可が決定いたしました。</p>
議	長	整理番号4番について、2番農業委員の報告を求めます。
2	番 農 業 委 員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る8月24日に現地調査を行いましたの</p>

で、私2番が報告いたします。

申請人 YRさんは、始良市西餅田に居住され、市外住民で、年齢は26歳です。

渡し人 MHさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は78歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字原田4163番1外4筆で、地目は田、地積は合計4,499㎡で、所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は今回の贈与分4,499㎡で取得可能面積です。農業従事者は1名で、通作距離は約40kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

7番農業委員 始良市に居住されていますが、伊佐市に転居される予定があるんですか。

2番農業委員 現在は始良市の西餅田に住んでいますが、農繁期には親の実家に泊り農作業等を行うとのことでした。

通作距離は約40kmですが車で40～50分の距離ですので、農作業については支障はないと思います。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号4番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めま  
す。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号4番は、許可が決定いたしました。

議長 整理番号5番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る8月24日に現地調査を行いましたので、私10番が報告いたします。

申請人 MKさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は54歳です。

渡し人 MHさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は78歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字原田2716番外2筆で、地目は田1筆、畑2筆、地積は合計3,195㎡の所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は自作地355㎡と今回の贈与分3,195㎡合計3,550㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約0.1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いしまして、私の報告を終わります。

議長

10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号5番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。

よって整理番号5番は許可が決定いたしました。

議長

整理番号6番について、8番農業委員の報告を求めまます。

8番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る8月25日に現地調査を行いましたので、私8番が報告をいたします。

申請人 TKさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は51歳です。



渡し人 TMさんは、福岡県筑後市大字西牟田に居住され、市外住民です。

申請地は、伊佐市大口曾木字中鶴1510番1、地目は田、地積は1,024㎡で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は、11,707㎡で取得可能面積です。農業従事者は2名で、通作距離は約500mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号6番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号6番は許可が決定いたしました。

議長 整理番号7番について、7番農業委員の報告を求めまます。

7番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号7番につきまして、去る8月24日に現地調査を行いましたので、私7番が報告をいたします。

申請人 SKさんは、伊佐市大口鳥巢に居住され、年齢は29歳です。

渡し人 HYさんは、鹿児島市桜ヶ丘六丁目に居住され、市外住民です。

申請地は、伊佐市大口大田字稻荷ノ後2153番2、地目は畑、地積は345㎡で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は、63,322㎡で取得可能面積です。農業従事者は3名で、通作距離は約50mで、現況は良く管理された農地です。経営

意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号7番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号7番は許可が決定いたしました。

議 長 整理番号8番ですが、この議案は13番農業委員が譲受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。

(13番農業委員退席)

議 長 整理番号8番について、1番農業委員の報告を求めまます。

1 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、  
農 業 委 員 整理番号8番につきまして、去る8月24日に現地調査を行いましたので、私1番が報告をいたします。

申請人 THさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は55歳です。

渡し人 HYさんは、鹿児島市桜ヶ丘六丁目に居住され、市外住民です。

申請地は、伊佐市大口大田字稲荷ノ下2261番外1筆で、地目は田、地積は合計1,022㎡で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は、156,389㎡で取得可能面積です。農業従事者は3名で、通作距離は約500mで、現況は良く管理された農地です。

経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号8番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号8番は許可が決定いたしました。

議 長 13番農業委員の入室をお願いします。

(13番農業委員入室)

議 長 13番農業委員、整理番号8番は許可が決定いたしました。

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数8件について、8件の許可が処分決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議 長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)」申出の意見決定について提案いたします。

整理番号1番、2番については、申請者、申請目的が同一ですので一括で報告をお願いします。13番農業委員の報告を求めまます。

1 3 番 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)」申出の意見決

農業委員	<p>定の整理番号1番、2番について、去る8月24日、申請人のSTさん立会いのもと、9番農業委員、2番推進委員、私13番農業委員3名で共同調査を行いましたので、13番が報告いたします。</p> <p>申請人 STさんは、伊佐市大口白木に居住され、年齢は55歳です。</p> <p>番号1番の申請地は、伊佐市白木字山神1313番31、地目は畑、地積は4,008㎡であります。</p> <p>所在地は、すずらんの里から南東へ約300mに位置し、現況は畑であり、東側は畑、西側、南側、北側は山林です。</p> <p>番号2番の申請地は、伊佐市白木字山神1313番15外1筆で、地目は畑、地積は合計6,586㎡であります。</p> <p>所在地は、すずらんの里から南東へ約150mに位置し、現況は畑であり、東側は山林、南側、北側は山林と畑、西側は宅地で、除外後は太陽光発電施設を設置する計画であります。</p> <p>この申請は、具体的な転用計画があり農用地区域外周部のため、除外することで農地の集団化、農作業の効率化の影響等ないものと思われま</p> <p>す。添付書類として、申請書、全部事項証明書、農用地利用計画変更申出書、委任状等が提出されています。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において申請地の除外は問題ないと判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして、私の報告を終わります。</p>
議	<p>長 13番農業委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	<p>長 なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号1番、2番について、意見の決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	<p>長 全員挙手。</p> <p>よって整理番号1番、2番は、意見並び許可が決定いたしました。</p>
議	<p>長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)」申出の意見決定について、申請件数2件について、意見決定2件が決定いたしました。</p>

議長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、去る8月24日、〇行政書士立会いのもと、3番推進委員、11番推進委員、私8番農業委員3名で共同調査を行いましたので、8番が報告いたします。

申請人 TKさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は51歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字上之馬場1002番5、地目は畑、地積は471㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

平成16年5月1日より宅地として利用しているとのことで、始末書が添付してあります。

所在地は、曾木十字路近くの荒瀬神社より東へ100mに位置し、東側・西側は畑、南側・北側は宅地となっております。

添付書類として、土地の全部事項証明書、字図、汚廃水処理確約書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、始末書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして、私の報告を終わります。

議長 8番農業委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号1番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号2番について、4番農業委員の報告を求めます。

4 番 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定につ  
農 業 委 員 いて、整理番号2番について、去る8月24日、申請人の S I さん立会  
いのもと、5番農業委員、6番推進委員、私4番農業委員3名で共同調査  
を行いましたので、4番が報告いたします。

申請人 S I さんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は69歳です。

申請地は、伊佐市大口鳥巢字屋祢添171番12、地目は畑、地積は5  
83㎡で、現状は不耕作地で農地区分は第1種農地であります。

転用目的は建設用資材（ブロック、採石、砂等）の置場として使用する  
とのことです。

所在地は、市の陸上競技場から北へ約1kmに位置し、南側は宅地、東  
側は田、北側は宅地、西側は雑種地と宅地で周囲に与える影響はないもの  
と思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、被害防除計画書、被害防  
除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付され  
ております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であ  
ると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして、  
私の報告を終わります。

議 長 4番農業委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問  
はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号2番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求め  
ます。

（全員挙手）

議 長 全員挙手。  
よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議 長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定につ  
いて、申請件数2件について処分決定2件が処分決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番ですが、この議案は1番農業委員の子供さんが譲受人となっていますので、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。

(1番農業委員退席)

議長 整理番号1番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る8月24日、M行政書士立会いのもと、4番推進委員、16番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、7番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口山野に居住されている HKさんで、年齢は37歳です。

譲渡人は、横浜市神奈川区西大口に居住されている OTさんで、年齢は64歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は車庫兼駐車場となっております。

申請地は、伊佐市大口山野字久保2403番、地目は畑、地積は332㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地です。

所在地は、尾上自治会館から北へ約100mに位置しており、東側は道路、西側は畑、南側は宅地、北側は宅地で、周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、汚廃水処理確約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 1番農業委員の入室をお願いいたします。

(1番農業委員入室)

議長 1番農業委員、整理番号1番は処分決定いたしました。

議長 整理番号2番、3番については譲受人が同一であり関連がありますので一括で報告をお願いします。  
4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番、3番について、去る8月24日、申請人の代理人M行政書士立会いのもと、5農業委員、6番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をしましたので、4番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口原田に事務所を置く S株式会社で一般法人です。

番号2番の譲渡人は、伊佐市大口原田に居住されている TYさんで、年齢は86歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は駐車場となっております。

申請地は、伊佐市大口原田字牟田口717番1で、地目は畑、地積は947㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、伊佐農林高校から西へ約500mに位置しており、南側は田と宅地、東側は田、北側は田、西側は田とで、周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書積書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

続きまして番号3番の譲渡人は、千葉県木更津市清美台南に居住されている NHさん外1名で、市外住民です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は駐車場となっております。



申請地は、伊佐市大口原田字牟田口719番1外1筆で、地目は田、地積は合計367㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、伊佐農林高校から西へ約500mに位置しており、南側は宅地、東側は田、北側は田、西側は田とで、周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書積書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、番号2番と3番の申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号2番、3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号2番、3番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号4番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る8月24日、申請人の代理人T司法書士立会いのもと、3番推進委員、11番推進委員、私8番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、8番が報告いたします。

譲受人は、埼玉県さいたま市南区辻六丁目にあるN株式会社 代表取締役 NZさんで、一般法人です。

譲渡人は、伊佐市大口針持に居住されているTSさんで、年齢は90歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市大口針持字上ノ原1124番で、地目は畑、地積は991㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、針持小学校より北側約800mに位置しており、東側、西側、南側、北側、周囲は全て原野化しており、周囲に与える影響はないと思われま

す。太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数360枚、発電容量49.5kwを予定してあります。

添付書類として、全部事項証明書、配置図、字図、事業計画書、会社の定款、被害防除計画書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました

議長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求め

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号4番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号5番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番について、去る8月24日、申請人の代理人M氏立会いのもと、4番推進委員、16番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査を

しましたので、7番が報告いたします。  
譲受人は、鹿児島市新栄町にある株式会社N 代表取締役社長 AHさんで一般法人です。

譲渡人は、伊佐市大口大田に居住されている DSさんで、年齢は87歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設となっております

ます。

申請地は、伊佐市大口大田字木崎原2036番10で、地目は畑、地積は293㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、大口温泉高隅荘から西へ約150mに位置しており、東側は畑、西側は原野、南側は原野、北側は畑であり、周囲に与える影響はないと思われま。

太陽光発電事業であります。パネル設置枚数360枚、設置容量97.2kwを予定してあり、隣接している原野864㎡を合わせた1,157㎡の一体事業となっております。

添付書類として、全部事項証明書、会社の定款、事業計画書、残高証明書、位置図、配置図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号5番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号6番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号6番について、去る8月24日、申請人の代理人 株式会社EのTさん立会いのもと、11番農業委員、12番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、10番が報告いたします。

譲受人は、福井県福井市大宮に所在する (株)H 代表取締役社長 SM

さんで一般法人です。

譲渡人は、伊佐市菱刈花北に居住されている HKさんで、年齢は49歳です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字松峰965番3、地目は畑、地積は2,172㎡であります。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設となっており、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、南九州変電所から南へ約300mに位置しており、西側は畑、北側は太陽光発電施設、南側、東側は原野で、周囲に与える影響はないと思われま。

太陽光発電事業であります。パネル設置枚数330枚、設置容量90.72kwを予定してあります。

添付書類として、申請書、全部事項証明書、地図、事業計画書、残高証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、汚廃水処理確約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号6番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号6番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号7番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号7番について、去る8月24日、申請人の代理人T行政書士立会いのもと、13番農業委員、2番推進委員、私9番農業委

員の3名で共同調査をしましたので、9番が報告いたします。

譲受人は、鹿児島県曾於郡大崎町益丸にある(株)Gで一般法人です。

譲渡人は、伊佐市大口宮人に居住されているAMさんで、年齢は84歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は駐車場及び資材置場となっており、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

申請地は、伊佐市大口宮人字太郎迫1736番19で、地目は畑、地積は5,695㎡です。

所在地は、ジャパンファーム出入り口から東へ約500mに位置しており、南側は市道、東側は畑、西側は宅地、北側は山林であり、周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、申請書、全部事項証明書、会社の定款、事業計画書、残高証明書、配置図、平面図、被害防除計画書、転用に関する誓約書、汚廃水処理確約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号7番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号7番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号8番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号8番について、去る8月24日、申請人の代理人T行政書士立会いのもと、5番農業委員、6番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をしましたので、4番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口原田にある O株式会社で一般法人です。

譲渡人は、伊佐市菱刈花北に居住されている MYさんで、年齢は64歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は駐車場となっており、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

申請地は、伊佐市大口原田字石橋692番外3筆で、地目は田、地積は合計3,087㎡です。

所在地は、伊佐農林高校から西へ約600mに位置しており、南側は田、東側は田と宅地、北側は田、西側は田と工場で、周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、見積書、資金証明書、残高証明書、位置図、配置図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号8番ついて、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号8番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号9番、10番については譲受人が同一であり関連がありますので一括で報告をお願いいたします。13番農業委員の報告を求めます。

13番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号9番、10番について、去る8月24日、申請人の代理人 T行政書士立会いのもと、9番農業委員、2番推進委員、私13番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、13番が報告いたしま

す。

譲受人は、福岡県網屋郡志免町片峰中央に居住されている HSさん  
で、市外住民です。

番号9番の譲渡人は、伊佐市大口田代に居住されている NMさん  
で、年齢は65歳です。

申請地は、伊佐市大口田代字柳ケ谷49番13で、地目は畑、地積は4  
88㎡です。

番号10番の譲渡人は、岐阜県大垣市外渕に居住されている STさん  
で、年齢は79歳です。

申請地は、伊佐市大口田代字柳ケ谷49番15で、地目は畑、地積は1,  
166㎡です。

本申請は、2件とも所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設で、  
農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、三法保全から西へ約1.5kmに位置し、南側は道路、東側  
は太陽光発電施設、北側は山林、西側は畑であり、周囲に与える影響はな  
いものと思われま。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数288枚、設置容量84.9k  
wを予定してあります。

添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、位置図、配置図、被害  
防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、汚廃水処理  
確約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であ  
ると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いた  
します。以上で報告を終わります。

議 長 13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は  
ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号9番、10番ついて、処分決定することに賛成の農業委員の挙  
手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号9番、10番は、処分決定いたしました。

議長	整理番号11番について、8番農業委員の報告を求めます。
8番 農業委員	<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号11番について、去る8月24日、申請人の代理人T行政書士立会いのもと、3番推進委員、11番推進委員、私8番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、8番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、福岡県福岡市南区大楠二町目にある 合同会社S 代表社員TTさんで、一般法人です。</p> <p>譲渡人は、伊佐市大口宮人に居住されている HAさんで、年齢は77歳です。</p> <p>本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。</p> <p>申請地は、伊佐市大口宮人字砂走402番1で、地目は畑、地積は1,862㎡です。</p> <p>所在地は、宮人の岡野養豚から東へ約50mに位置しており、東側は山林、南側は畑、西側は畑、北側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われます。</p> <p>太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数360枚、設置容量49.5kwを予定してあります。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、申請書、事業計画書、見積書、資金証明書、収支計画書、位置図、配置図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、委任状等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号11番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>



議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号11番は、処分決定いたしました。</p>
議	長	<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数11件について、処分決定11件が処分決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第6号 —————</p>
議	長	<p>議案第6号「非農地証明願」について提案いたします。</p> <p>整理番号1番について、9番農業委員の報告を求めます。</p>
9 農 業 委 員	番	<p>議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号1番につきまして去る8月24日、申請人の代理人 IKさん立会いのもと、13番農業委員、2番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をしましてので、9番が報告いたします。</p> <p>申請人 NAさんは、福岡県太宰府市連歌屋に居住されています。</p> <p>申請地の所在地は、伊佐市大口宮人字木原1809番3で、地目は畑、地積は338㎡です。</p> <p>周辺の状況は、東側は宅地、西側は通路、南側は宅地、北側は山林となっており、お母さんが亡くなる平成3年までは管理していたが、その後は畑としての耕作を断念したとのことでした。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。</p> <p>添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図、字図等が提出されています。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。以上で私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「質疑なし」という声、多数あり。）</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>

(全員挙手)

議長

全員挙手。  
よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。

議長

整理番号2番について、1番農業委員の報告を求めます。

1番  
農業委員

議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号2番につきまして去る8月24日、申請人の代理人 Tさん立会いのもと、8番推進委員、13番推進委員、私1番農業委員の3名で共同調査をしましてので、1番が報告いたします。

申請人 KKさんは、鹿児島市吉野町に居住されています。

申請地の所在地は、伊佐市大口青木字星ヶ峯ノ下2989番17、地目は畑、地積は218㎡外2筆で地積合計505㎡と、同じく字星ヶ峯ノ下2991番2、地目は田、地積は258㎡で、4筆合計763㎡です。

周辺の状況は、東側は宅地、西側は宅地、南側は山林、北側は人家がありますが空き家で雑種地となっております。

非農地となった時期及び理由は、昭和52年住宅を建築した以後宅地として利用しており、地目変更も済んでいると理解していたが、今回登記簿を確認したら地目が農地で残っていたとのことです。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図、字図等が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。以上で私の報告を終わります。

議長

1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議 長 全員挙手。  
よって整理番号2番は、非農地証明が決定いたしました。
- 議 長 議案第6号「非農地証明願」2件申請のうち2件の許可が決定いたしました。
- 議案第7号 —————
- 議 長 議案第7号「農地付き空き家・空き店舗バンクによる下限面積」（地番解除）について、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第7号「農地付き空き家・空き店舗バンクによる下限面積」（地番解除）について、事務局より説明いたします。  
申請人 WMさん外2名は、市外在住の方です。  
申請地は伊佐市菱刈重留字薬師原1428番4で、伊佐農林高校より南東約1.2kmに位置し、地目は畑、地積は497㎡で、良く管理された農地であります。  
本日の議案第2号の番号1番において、該当地番が許可決定いただきましたので、申請地である地番について下限面積の指定を解除したいと思っております。  
委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
- （「質疑なし」という声、多数あり。）
- 議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
農地付き空き家・空き店舗バンクによる下限面積（地番解除）について、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
- （全員挙手）
- 議 長 全員挙手。
- 議 長 よって、議案第7号「農地付き空き家・空き店舗バンクによる下限面積」（地番解除）について、決定いたしました。

議長 その他。事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをお開きください。8月の月例報告をします。  
去る7日、8月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありまして、事務局職員が出席しております。  
24日、現地調査を一斉にしております。30日、本日は第5回農業委員会の総会です。  
9月の行事予定ですが、5日に9月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。21日が現地調査です。27日が第6回の農業委員会の総会です。  
月例報告は以上です。

議長 他にないでしょうか。

事務局 これで、平成30年度 第5回農業委員会総会を終わります。

姿勢を正してください。

一同礼。

おつかれ様でした。

【終了時間 午前10時20分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 ..... 会 長 .....

伊佐市農業委員 ..... 1 0 番 .....

伊佐市農業委員 ..... 1 1 番 .....